

広島県教育委員会教育長告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和七年九月八日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

|            |                |          |               |                               |
|------------|----------------|----------|---------------|-------------------------------|
| 名 称        | 住所又は事務所の所在地    | 指定をした日   | 納付事務に係る歳入等の内容 | 歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間 |
| 株式会社ペイジェント | 東京都渋谷区円山町一九番一号 | 令和七年八月五日 | 広島県立中学校入学者選抜料 | 令和七年一〇月二七日から令和八年三月三十一日まで      |